

全弓連発第 18 - 33 号
平成 18 年 7 月 6 日

地 連 会 長 各 位

財団法人 全日本弓道連盟 (印略)
会 長 鈴 木 三 成

事故防止の徹底について (通達)

昨日、高等学校の弓道部活動中に発生した傷害事故については、マスコミで報じられ、既にご存知のことと思います。

弓道における事故防止については、かねてより格段の配慮がなされていることと思いますが、一層安全管理体制を確立し、事故の皆無を期する必要があります。

貴職におかれては、下記事項について特に配慮するとともに、事故防止の徹底を図るよう、管下の学校並びに各弓道場の指導者に対し、特段のご指導をお願いします。

記

1. 用具面について

- 弓・矢はいずれも良く手入れされたものを使用すること。
- ◇籐は完全に巻かれていること。
- ◇弦を張る高さは 15cm を標準とし、低く張らないこと。
- ◇筈や筐 (シャフト) に傷のあるものは使用しないこと。
- ◇自分の矢束を知り、短いものを使用しないこと。

2. 行射面について

- ◇指導者の許可なく行射しないこと。
- ◇射位の相互間隔を守り、極端に狭いところで行射しないこと。
- ◇他人の方に向けて絶対に引かないこと。(まねをしてもいけない)
- ◇巻藁矢で的前に立たないこと。
- ◇巻藁は、安全な場所に設置し、適当な距離で射ること。また、巻藁の前後左右の近いところに人が居ないようにすること。
- ◇古い巻藁は、中心が硬くなり射た矢が跳ね返ってくることがあるので注意。
- ◇巻藁から外れた矢が跳ね返らないよう巻藁の後ろに畳などを立てておく。
- ◇的に向って射る場合、暴発することがあるので、その外れ矢を防止する設備(矢止めネット等)を整備して安全を期すること。
- ◇矢取りに出るときは、射手の動作を確認して連絡し合い、赤旗を出して矢取りを行うこと。

その他、安全の確保は全てに優先することを踏まえて行動願います。

以上